争 2.11.24
1,2/人

十月廿一日

芝浦製作所争議団殿

本労働争議仲裁委員会は昭和二十年十月二十日附を以て
附託せられた貴争議団と会社側との争議に関し慎重審議の
結果左の如き裁定を為すことに決しました
仍て茲に裁定書を送付致します

記

一、主文

本争議は左記の如く解決することを適当と認める

二、理由

本争議は昭和二十年三月以来既に六箇月を経過し
争議参加人員も十八名の多数に及び会社業務の
運営上なるべく速かに本争議の解決を図ることを